



株式会社ナフコ

証券コード：2790

第**57**期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報



日時

2026年6月25日（木曜日）

午前10時 受付開始 午前9時



場所

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2

リーガロイヤルホテル小倉  
（4階 ロイヤルホール）

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



決議  
事項

議 案 剰余金の処分の件



書面及びインターネット等による  
議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）

午後6時まで

## ■ご案内

お身体の不自由な株主様にも安心してご出席いただけるよう配慮しております。

車椅子でお越しの際は、当日受付にお申し出いただければ専用スペースへご案内いたします。

# | 株主の皆様へ

私たちは、より快適な生活を創造する  
生活総合提案店「暮らしのクリエイター」を目指しています。

代表取締役社長 **石田 卓巳**

人々の生活の多様化と競争の激化により、流通業界を取り巻く環境はますます厳しいものが感じられます。こうした状況にあって私どもナフコは、西日本を中心に360店（グループ）を展開することができました。これも、ひとえに皆様方の温かいご支援とご鞭撻の賜物と深く感謝致しております。

1947年、深町家具店を創業致しまして以来、私どもは常に「店はお客様のためにある」という意識のもと、商品開発に、作業システムの改善に、接客サービスの向上にと全力を注いでまいりました。そして現在、より快適な生活を創造する生活総合提案店「暮らしのクリエイター」をめざし、鋭意努力中であります。加えて、私どもは社員のプラス面を評価する得点主義を進め、個人の自主性とチャレンジ精神を何よりも尊重しております。そのため全社員が明るく楽しく、伸び伸びと仕事に打ち込み、自らの力を存分に発揮しております。社内でのコミュニケーションは活発で組織全体のまとまりもよく、一層知恵を出し合える集団として活躍する、それが小売業は教育産業と考えるナフコの「全員参加・衆知結集の社風」であり、企業発展の原点ともなっているのです。

また、2003年に株式公開して以来安定配当を基本方針として利益の配分を続けてまいりました。今後はより一層、株主の皆様からのご期待に応えられますよう、企業価値の向上と持続的な成長の実現へ向けて努力を続けてまいります。

人も企業も健康が第一。今後も「お客様とナフコ」「お取引先とナフコ」「経営者と社員」が一つになり、人と人との触れ合い、助け合いを大切にしながら、元気に明るく切磋琢磨、共存共栄に総力を傾け、前進していく所存でございます。

(証券コード 2790)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

 株式会社 ナフコ

代表取締役社長 石田卓巳

## 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第57期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nafco.tv>



(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株式・株主情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「ナフコ」又は「コード」に当社証券コード「2790」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日(水)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

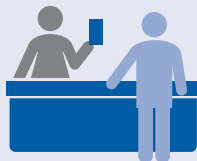
## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2  
リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール
3. 目的事項  
報告事項 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び計  
算書類の内容報告の件
- 決議事項  
議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保する為の体制」及び「業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

## 4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による  
議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 開催日時

2026年  
6月25日(木)  
午前10時

郵送（書面）による  
議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 行使期限

2026年6月24日(水)  
午後6時  
到着分まで

電磁的方法  
(インターネット等)  
による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト  
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

## 行使期限

2026年6月24日(水)  
午後6時まで

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

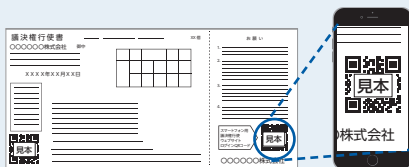
- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### 「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

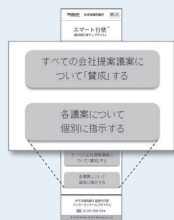
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

### パソコン向けサイト

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

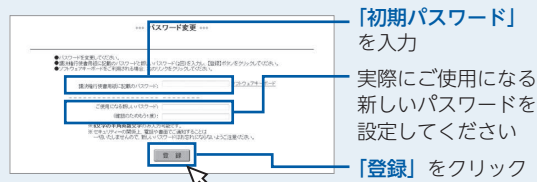
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネット  
ヘルプダイヤル

0120-768-524  
(年末年始を除く9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次の通りといたしたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上の為の投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

#### 期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金29円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は712,897,633円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。

以上

## 事業報告

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用が改善し名目賃金の増加等により緩やかな景気の回復が見られる一方で、米国の関税政策、中東情勢の悪化、中国経済の減速、エネルギー価格の高止まりなど、先行き不透明な状態が継続しております。

小売業界におきましては、賃上げを背景とした雇用・所得環境の改善が見られるものの、原材料費、人件費、物流費などの上昇の影響により、家計へのインフレ懸念は残存し個人消費は足踏みの状況が続いており、引き続き厳しい経営環境となっております。

営業の概況としましては、異業種を含む競合各社との競争激化や、前事業年度の日向灘地震や台風10号の影響で需要が高まった防災用品の反動減もあり、売上高は前事業年度より減少いたしました。一方で、販売費及び一般管理費につきましては、物流センターや店舗配送の運用の見直しを行い、物流費、配送費の削減ができたこともあり、前事業年度より減少いたしました。

また、新規出店につきましては、2店舗の新設を行い、退店につきましては3店舗の閉設を行い、当事業年度末における店舗数は34府県にわたり359店舗となりました。

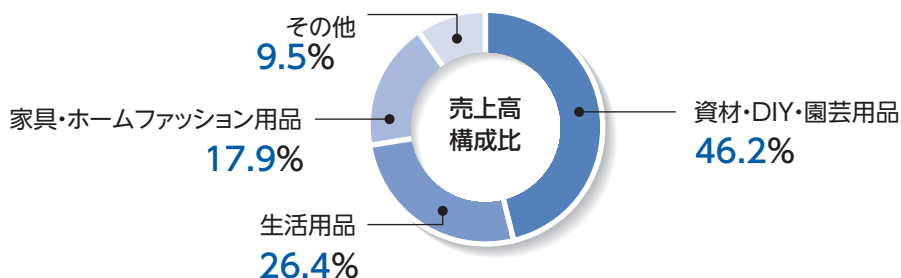
これらの結果、営業収益は1,752億72百万円（前期比3.6%減）、営業利益は16億36百万円（前期比29.2%増）、経常利益は14億88百万円（前期比11.9%増）、当期純利益は2億23百万円（前期比21.6%増）となりました。

商品部門別の売上状況につきましては、次の通りであります。

区分	第56期		第57期		前期比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
資材・DIY・園芸用品	82,017	45.3	80,569	46.2	98.2
生活用品	47,621	26.3	46,106	26.4	96.8
家具・ホームファッション用品	33,997	18.8	31,217	17.9	91.8
その他	17,496	9.6	16,584	9.5	94.8
合計	181,133	100.0	174,477	100.0	96.3

(注) 当事業年度期首より商品管理体制を見直し、商品区分セグメントの一部商品について「資材・DIY・園芸用品」から「生活用品」へ区分変更を行っており、前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

### 第57期(2025年4月1日～2026年3月31日)



#### (2) 資金調達の状況

特記する事項はありません。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は30億21百万円で、その主なものは店舗の新設等に要したものであります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際情勢不安の影響による物価高等に加え、他業態との競争激化、少子高齢化の進行や人口減少などにより小売業を取り巻く環境は厳しいものと思われまます。

当社といたしましては、「店はお客様のためにある」の原則を踏まえ、「人・商品・店舗」における他社との差別化を図りながら、業績の向上に努めていく所存であります。また、経営基盤のさらなる強化の為、新規出店と既存店の増床改装を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

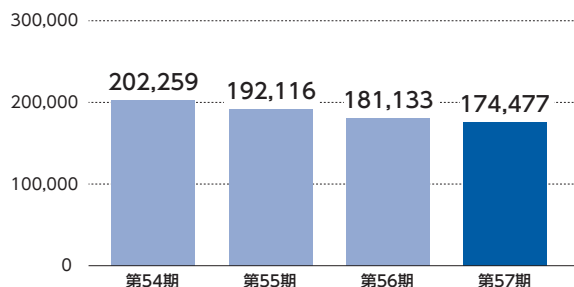
## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売 上 高	202,259	192,116	181,133	174,477
経 常 利 益	9,661	5,552	1,329	1,488
当 期 純 利 益	5,639	3,107	183	223
1 株 当 た り 利 益	197円42銭	110円32銭	6円95銭	9円09銭
総 資 産	238,408	232,246	225,195	215,957
純 資 産	161,813	159,361	153,956	152,842

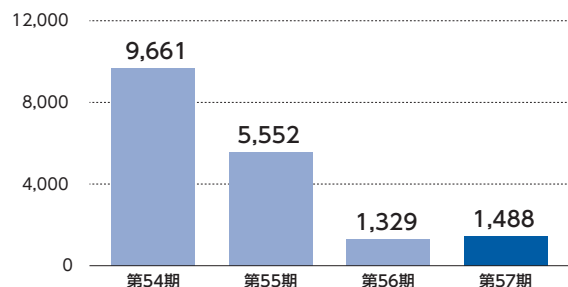
### ■ 売上高

(百万円)



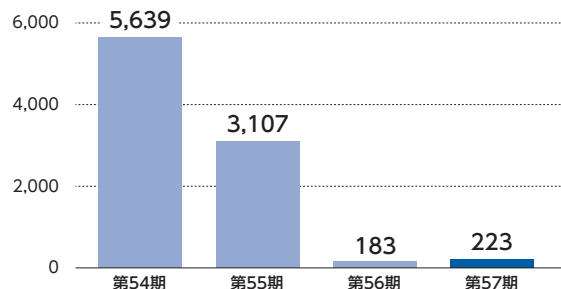
### ■ 経常利益

(百万円)



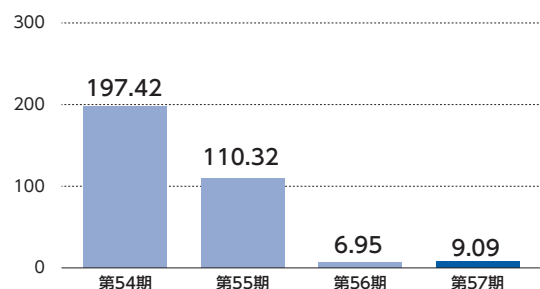
### ■ 当期純利益

(百万円)



### ■ 1株当たり当期純利益

(円)



**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
特記する事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(7) 主要な事業内容**

当社は、ホームセンター、家具・ホームファッション用品の販売を主業務とする専門店であります。

資材・DIY・園芸用品	大工道具、建築金物、ペイント、左官用品、園芸用品、水道用品、エクステリア、木材・シェルフ、ルームアクセサリ、作業用品、グリーン、電材、農業資材
生活用品	家庭用品、季節用品、収納用品、文具、日用品、調理家電、カジュアル衣料、食品、ヘルス&ビューティー、アウトドア用品、バラエティ
家具・ホームファッション用品	家具、フロアカバリング、カーテン、インテリア小物、照明、寝具、リフォーム、床材
その他	カー用品、乗り物、ペット用品、灯油他

**(8) 主要な営業所**

- ① 本社 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- ② 店舗
 

福岡県	73店舗	佐賀県	14店舗	大分県	16店舗
長崎県	24店舗	熊本県	29店舗	宮崎県	17店舗
鹿児島県	21店舗	山口県	26店舗	島根県	9店舗
広島県	23店舗	鳥取県	4店舗	岡山県	14店舗
香川県	3店舗	徳島県	1店舗	兵庫県	19店舗
和歌山県	3店舗	京都府	3店舗	大阪府	6店舗
奈良県	3店舗	三重県	4店舗	滋賀県	8店舗
岐阜県	1店舗	福井県	1店舗	石川県	3店舗
愛知県	3店舗	富山県	2店舗	静岡県	10店舗
長野県	4店舗	山梨県	1店舗	埼玉県	3店舗
栃木県	2店舗	千葉県	4店舗	茨城県	4店舗
宮城県	1店舗			(合計	359店舗)

### (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,227名	-60名	41.7才	19.1年

(注) 上記の他、パート・アルバイト（高齢者従業員を含む）の年間の平均人数は4,979人（1日8時間換算）であります。

### (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) 西日本シティ銀行	11,750
(株) 福岡銀行	4,695

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 101,504,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,784,400株 (うち自己株式5,201,723株)
- (3) 株主数 12,081名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社深勝興産	7,759千株	31.57%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,857千株	7.56%
高野 将光	893千株	3.64%
高野 裕子	893千株	3.64%
深町 宏子	893千株	3.63%
石田 佳子	893千株	3.63%
永野 共世	893千株	3.63%
深町 圭司	825千株	3.36%
深町 正	754千株	3.07%
T Y F ホールディングス株式会社	569千株	2.32%

(注) 持株比率は、自己株式 (5,201,723株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石田卓巳	代表取締役社長 (H I 営業本部長兼 経理部担当兼 総務部担当)	(株)マツサキホームセンター代表取締役
石田佳子	代表取締役副社長 (家具営業本部長兼 家具商品部長兼 販売促進部担当)	
高野将光	取締役副社長 (H I 営業副本部長)	
深町圭司	常務取締役 (H I 営業本部長補佐)	
末松保幸	取締役 (家具事業推進部長)	
山田泰弘	取締役 (H I 商品部長)	
山田勲	取締役 (家具商品部副部長)	
今井朋晴	取締役 (人事部長兼 経営企画部担当)	
北川大二郎	取締役 (H I 商品部次長兼副部長兼 業務部担当)	
宮本健太郎	取締役 (H I 事業推進部長)	
田辺一信	取締役 (店舗開発部長)	
永野共世	取締役 (家具商品部副部長)	
石山寛則	取締役 (家具商品部副部長)	
廣瀬隆明	取締役	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル(株)代表取締役 日創プロニティ(株)社外監査役 (株)TRUCK-ONE社外取締役(監査等委員) (株)プラッツ社外取締役(監査等委員)
福田義徳	取締役	福田義徳公認会計士事務所所長 公立大学法人北九州市立大学監事
小林浩一	常勤監査役	
藤井晋	監査役	藤井綜合法律事務所所長
小島智也	監査役	税理士法人小島パートナーズ代表社員 北九州監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役廣瀬隆明、福田義徳の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役藤井晋、小島智也の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 取締役廣瀬隆明、福田義徳、監査役藤井晋、小島智也の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 監査役藤井晋氏は、弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有しております。また監査役小島智也氏は、公認会計士であり会計及び財務に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。  
(1) 就任 2025年6月26日開催の第56期定時株主総会において宮本健太郎、田辺一信、永野共世、石山寛則の4氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
(2) 退任 2025年6月26日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、高瀬俊雄、馬祐祐二、小野哲彦の3氏は取締役に退任いたしました。

## (2) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保及び機能向上を目的として、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。

各取締役・監査役が、取締役会に関する6つの項目（①役割・機能、②構成・規模、③運営、④監査機関との連携、⑤社外取締役との関係、⑥株主・投資家との関係）に関するアンケート（無記名式）に回答を行い、アンケート結果の集計・分析し取締役会に報告の上、自己評価を行いました。なお、アンケートの作成、回答内容の集計、集計結果の分析・評価については、独立性及び客観性確保の観点から、外部機関を起用しアドバイスを受け実施いたしました。

アンケートの結果、当社取締役会は適切に運営されており、取締役会の議事運営（開催時期、頻度、時間）、各監査機関との十分な連携、社外取締役の役割期待の発揮において強みが確認され、実効性は確保されていることが確認されました。一方、中長期的視点での議論拡充等について課題が確認されており、今後、取締役会の適切な議題設定など中長期的視点での議論の拡充を図ることにより、改善に向けて取り組みを行ってまいります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額であります。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は以下の通りであります。

当社は、2022年6月23日開催の定時株主総会決議により取締役の報酬額(使用人部分は含まず)年額400百万円以内(決議時の員数は15名)と決議しております。

- 1) 固定報酬につきましては、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が、職責及び業務執行状況等を勘案し決定しております。
- 2) 役員賞与につきましては、株主総会の決議により決定した金額に対し、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が、職責及び業務執行状況等を勘案し決定しております。但し、社外取締役については、職責による評価は行っておりません。
- 3) 退職慰労金につきましては、社内規程の範囲内で支給することを株主総会で決議し、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が決定しております。
- 4) 当社は、現在業績連動型報酬制度及び非金銭報酬制度を導入しておりません。

また、決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては上記決定方針に従って決定しておりますので、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する限度額の決定は、2022年6月23日開催の定時株主総会決議により取締役の報酬額(使用人部分は含まず)は年額400百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と承認決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名(うち社外取締役は2名)です。監査役の報酬額は年額30百万円以内と承認決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長(H I 営業本部長兼経理部担当兼総務部担当)石田卓巳が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の報酬等についての決定の全部であります。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況を最も把握している為であり、代表取締役社長(H I 営業本部長兼経理部担当兼総務部担当)石田卓巳に取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部を委任し、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	352 (6)	144 (5)	- (-)	79 (0)	128 (-)	18 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (6)	17 (5)	- (-)	0 (0)	0 (-)	3 (2)

- (注) 1.取締役の支給額については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2.支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額28百万円及び当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額129百万円を含んでおります。  
3.上記支給額のほか、2025年6月26日開催の第56期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対して59百万円支給しております。

## (6) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

社外取締役 廣瀬隆明氏

同氏は、公認会計士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していること、及び独立性を有することにより株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏は、広瀬公認会計士事務所の所長をしており、また北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役、日創プロニティ株式会社社外監査役、株式会社TRUCK-ONE社外取締役（監査等委員）、株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同事務所並びに同法人と当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。

また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、当期中に開催された全ての取締役会に出席し、議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、公認会計士として財務・税務等の専門的見地から助言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高める為積極的に職務に取り組み適切に遂行いただいております。

社外取締役 福田義徳氏

同氏は、公認会計士であり、長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることにより選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として福田義徳公認会計士事務所の所長をしており、また公立大学法人北九州市立大学監事を兼務しておりますが、同事務所並びに同法人と当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。

当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。

また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、当期中に開催された全ての取締役会に出席し、議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、公認会計士として財務・税務等の専門的見地から助言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高める為積極的に職務に取り組み適切に遂行いただいております。

#### 社外監査役 藤井晋氏

同氏は、弁護士としての専門知識・経験を活かしてコンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を期待し選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として藤井総合法律事務所の所長をしておりますが、同事務所と当社との利害関係はありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底する為に情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催の監査役会には13回中13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

#### 社外監査役 小島智也氏

同氏は、公認会計士として、長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけると期待することにより社外監査役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として税理士法人小島パートナーズの代表社員をしており、また北九州監査法人代表社員を兼務しておりますが、同法人と当社との利害関係はありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底する為に情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催の監査役会には13回中13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	31百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提案いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
<b>流 動 資 産</b>				<b>流 動 負 債</b>			
現 金 及 び 預 金		11,523		支 払 手 形		125	
売 掛 金		4,729		買 掛 金		11,585	
商 品		66,536		電 子 記 録 債 務		6,059	
貯 蔵 品		4		短 期 借 入 金		17,695	
前 払 費 用		1,003		リ ー ス 債 務		1,512	
未 収 入 金		84		未 払 払 法 人 税 等		3,383	
そ の 他 金		401		未 払 消 費 税		390	
貸 倒 引 当 金		△3		契 約 負 債		1,230	
<b>固 定 資 産</b>		<b>131,677</b>		予 約 預 り		2,997	
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>117,492</b>		預 り		1,017	
建 物		59,236		前 受 取 益		328	
構 築 物		2,962		賞 与 引 当 金		70	
車 両 運 搬 具		0		役 員 賞 与 引 当 金		838	
工 具、器 具 及 び 備 品		374		設 備 関 係 支 払 手 形		28	
土 地		49,321		前 資 産 除 去 債 務		13	
リ ー ス 資 産		4,505		そ の 他		69	
建 設 仮 勘 定		1,092		<b>固 定 負 債</b>		<b>14,790</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>3,909</b>		リ ー ス 債 務		3,846	
借 地 権		2,659		退 職 給 付 引 当 金		2,948	
ソ フ ト ウ ェ ア		445		役 員 退 職 慰 労 引 当 金		844	
電 話 加 入 権		47		資 産 除 去 債 務		6,747	
リ ー ス 資 産		168		そ の 他		403	
そ の 他		588		<b>負 債 合 計</b>		<b>63,115</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>10,275</b>		<b>純 資 産 の 部</b>			
投 資 有 価 証 券		532		<b>株 主 資 本</b>		<b>152,577</b>	
関 係 会 社 株 式		21		資 本		3,538	
出 資 金		0		資 本 剰 余 金		4,223	
長 期 前 払 費 用		181		資 本 準 備 金		4,223	
繰 延 税 金 資 産		3,492		利 益 剰 余 金		155,216	
敷 金 及 び 保 証 金		6,046		利 益 準 備 金		37	
そ の 他 金		9		そ の 他 利 益 剰 余 金		155,179	
貸 倒 引 当 金		△9		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		645	
<b>資 産 合 計</b>		<b>215,957</b>		別 途 積 立 金		146,500	
				繰 越 利 益 剰 余 金		8,034	
				<b>自 己 株 式</b>		<b>△10,401</b>	
				評 価 ・ 換 算 差 額 等		264	
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		264	
				<b>純 資 産 合 計</b>		<b>152,842</b>	
				<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>		<b>215,957</b>	

## 損益計算書

(自 2025年 4月 1日  
至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	174,477
売上原価	115,101
<b>売上総利益</b>	<b>59,375</b>
営業収入	795
<b>営業総利益</b>	<b>60,170</b>
販売費及び一般管理費	58,534
<b>営業利益</b>	<b>1,636</b>
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	20
受取手数料	64
受取保険金	156
その他	133
<b>営業外費用</b>	
支払利息	265
災害による損失	162
その他	102
<b>経常利益</b>	<b>1,488</b>
特別利益	
受取保険金	194
特別損失	
固定資産除却損	47
減損損失	926
<b>税引前当期純利益</b>	<b>708</b>
法人税、住民税及び事業税	433
法人税等調整額	51
<b>当期純利益</b>	<b>223</b>

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ナフコ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 英 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナフコの2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ナフコ監査役会

常勤監査役	小林	浩一	Ⓔ
社外監査役	藤井	晋	Ⓔ
社外監査役	小島	智也	Ⓔ

以上





## NAFCO TOPICS

### ナフコ加賀店

#### 石川県に3店舗目、「ナフコ加賀店」 新規オープン!

・2025年4月10日（木曜日）、石川県加賀市内に「ナフコ加賀店」が新規オープンいたしました。店舗総面積約1,200坪の「DIY・園芸・グリーン・資材・生活用品」を中心としたホームセンター単独店として、地域密着の店作りを目指してまいります。



### ナフコ松橋店

#### 熊本県に29店舗目、「ナフコ松橋店」 新規オープン!

・2025年4月24日（木曜日）、熊本県宇城市内に「ナフコ松橋店」が新規オープンいたしました。店舗総面積約2,000坪の「DIY・園芸・グリーン・資材・生活用品」を中心としたホームセンター単独店として、地域密着の店作りを目指してまいります。



### ホームプラザナフコ北都城店

#### 「ホームプラザナフコ北都城店」 21スタイル改装オープン!

・2025年9月18日（木曜日）、宮崎県都城市内の「ホームプラザナフコ北都城店」21スタイルが改装オープンいたしました。店舗総面積約3,700坪の、「家具・ホームファッション」のツーワンスタイル、「DIY・園芸・グリーン・資材・生活用品」のホームセンターからなる幅広い品揃えの大型コンビネーションストアとして、更なる地域密着の店作りを目指してまいります。



### ホームプラザナフコ八幡東店

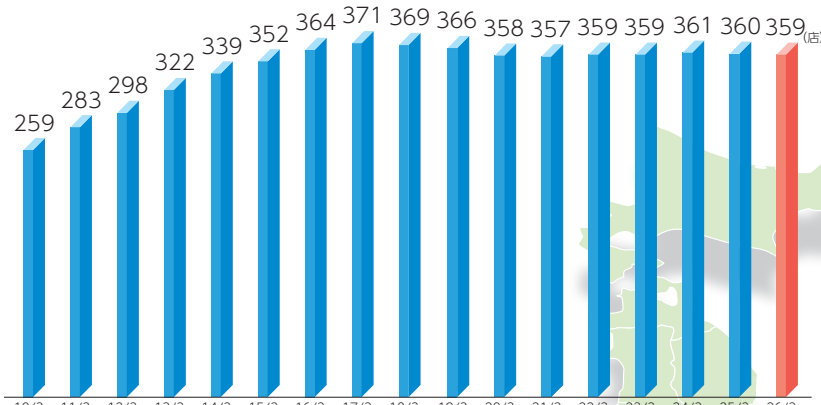
#### 「ホームプラザナフコ八幡東店」 改装オープン!

・2025年10月30日（木曜日）に福岡県北九州市内の「ホームプラザナフコ八幡東店」のホームセンター館、11月6日（木曜日）には21スタイル館が改装オープンいたしました。店舗総面積約4,650坪の、「家具・ホームファッション」のツーワンスタイル、「DIY・園芸・グリーン・資材・生活用品」のホームセンターからなる幅広い品揃えの大型コンビネーションストアです。また、敷地内にスーパーを誘致したことで、更なる地域密着の店作りを目指してまいります。

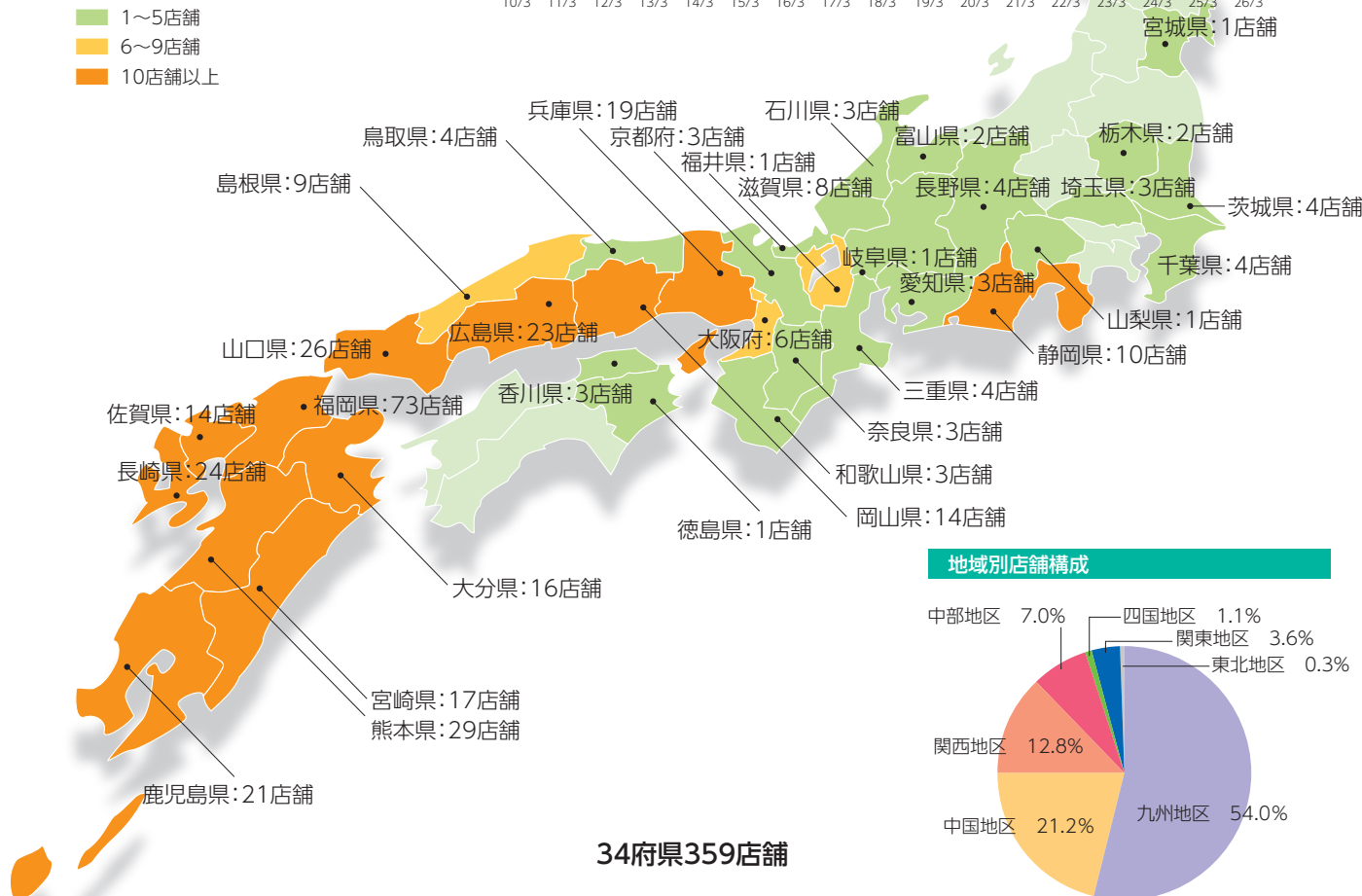


# STORE DATA (2026年3月31日現在)

## 店舗数推移

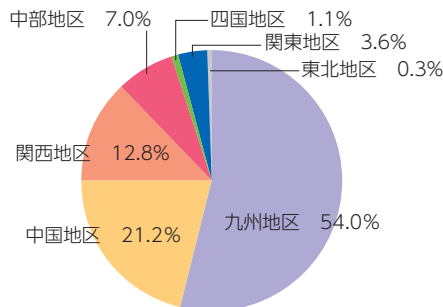


- 1~5店舗
- 6~9店舗
- 10店舗以上



34府県359店舗

## 地域別店舗構成

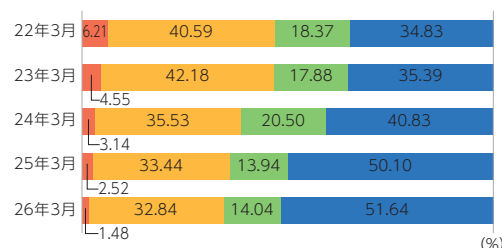


## 株式状況

発行可能株式総数	101,504,000株	単元株式数	100株
発行済株式の総数	29,784,400株	上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場
株主数	12,081名		

## 株式の所有者別状況

	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月
	千株	千株	千株	千株	千株
■ 金融機関	1,849	1,354	936	749	440
■ 個人	12,090	12,564	10,581	9,959	9,782
■ 外国法人・外国人	5,471	5,325	6,106	4,153	4,181
■ その他法人	10,374	10,541	12,161	14,923	15,381



## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
	そのほか臨時に必要な場合には、あらかじめ公告いたします。
中間配当金基準日	9月30日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公告掲載新聞	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

### ■証券会社等の口座に記録された株式に関するお問合せ先

お取引のある証券会社等へお問合せください。

### ■特別口座に記録された株式に関するお問合せ先

みずほ信託銀行株式会社 (特別口座管理機関) へお問合せください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

ホームページ: <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>

電話 ☎ 0120-288-324

土・日・祝日を除く 9:00~17:00



# 株主総会会場ご案内略図

会場

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2

リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール

電話：093-531-1121



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。